

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 7 月 5 日

【会社名】 住友重機械工業株式会社

【英訳名】 SUMITOMO HEAVY INDUSTRIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下 村 真 司

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号(ThinkPark Tower)

【電話番号】 03(6737)2343

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 本 直 人

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号(ThinkPark Tower)

【電話番号】 03(6737)2343

【事務連絡者氏名】 経理部長 山 本 直 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第126期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金80円

第2号議案 定款一部変更の件

(1)目的事項の変更

(2)株主総会提供資料の電子提供制度にかかる規定の変更

(3)事業年度の変更

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、岡村哲也、下村真司、小島英嗣、平岡和夫、千々岩敏彦、渡部敏朗、高橋進、小島秀雄及び濱地昭男を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鈴木英夫を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、若江健雄を選任する。

第6号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度を導入する。

第7号議案 監査役の報酬額改定の件

当社監査役の報酬額を月額10百万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 賛成率 | 決議の結果 |
|-------|-----------|---------|---------|--------|-------|
| 第1号議案 | 1,087,090 | 457 | 2 | 99.82% | 可決 |
| 第2号議案 | 1,087,110 | 399 | 52 | 99.82% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 岡村哲也 | 813,798 | 107,076 | 166,670 | 74.73% | 可決 |
| 下村真司 | 1,002,448 | 79,061 | 6,036 | 92.05% | 可決 |
| 小島英嗣 | 1,019,790 | 67,749 | 9 | 93.64% | 可決 |
| 平岡和夫 | 1,042,279 | 45,264 | 9 | 95.71% | 可決 |
| 千々岩敏彦 | 1,054,840 | 32,703 | 9 | 96.86% | 可決 |
| 渡部敏朗 | 1,054,842 | 32,701 | 9 | 96.86% | 可決 |
| 高橋 進 | 1,001,113 | 86,429 | 9 | 91.93% | 可決 |
| 小島秀雄 | 1,063,341 | 24,206 | 3 | 97.64% | 可決 |
| 濱地昭男 | 1,070,868 | 16,681 | 3 | 98.33% | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 鈴木英夫 | 869,141 | 217,690 | 727 | 79.81% | 可決 |
| 第5号議案 | | | | | |
| 若江健雄 | 1,086,719 | 837 | 3 | 99.79% | 可決 |
| 第6号議案 | 1,056,585 | 30,850 | 90 | 97.02% | 可決 |
| 第7号議案 | 1,085,451 | 1,200 | 910 | 99.67% | 可決 |

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。